

## VI 活動をふりかえって

---

対人援助のなかのリスニング／ヒアリング／カウンセリング

代表オンブズパーソン 羽下 大信

第三者機関における「調整機能」という価値

オンブズパーソン 桜井 智恵子

オンブズパーソンを退任するにあたって

代表代行オンブズパーソン 池谷 博行

## 対人援助のなかのリスニング／ヒアリング／カウンセリング

代表オンブズパーソン 羽下 大信

### 1. オンブズパーソンにとっての相談の活動

オンブズパーソン（以下「オンブズ」という）の活動の中で、「相談」という活動はどんな位置に立つものなのだろうか。過去の報告書を読むとわかるように、相談員もオンブズもこの活動に力を入れ、ことに相談員の場合にはそれに割く時間が最も多いのではないだろうか。

そうなるのには理由がある。たとえば、依頼者が訪れ、相談員が彼らの困難・混乱の状況を具体的に聞き取る。それを元に、相談員が、われわれのオンブズ制度で実現可能なことは何か、依頼者には何が得られるのかを説明する。その間、依頼者は自分が申し立てをするかどうかを迷い、考え、そして選択する。この間、両者のあいだで沢山のやりとりがあり、そのなかに広い意味での「相談」が含まれる。

また、このところ増えている子どもたちからの直接のアクセスの場合、直接会えれば、遊びや幾つかのサロン活動をとおして、彼らとやりとりをする。また、電話で話すだけになることもある。そのどの場合でも、彼らの背後に、われわれオンブズの支援を必要としている子どもたちがいるはずだ。そうした彼らにも、われわれの存在をリアルにつかんでもらい、彼ら自らがアクセスできるよう配慮しつつ、相談員は目の前の子どもたちに対応することになる。緩やかなリクルート活動という意識で臨むわけである。

オンブズの活動の中心は、子どもの人権をめぐる個別救済を目指すもので、カウンセリングなどを行う相談機関ではない。しかし、それを実現するには、広い意味の相談活動が不可欠になる。植物でいえば、土の中に広がった沢山の根、それも地中の水分へとアクセスするひげ根の部分に、それは当たるといえる。この水分に直接触れている感じこそ、われわれの相談部門の活動の手ごたえである。「あの子どもたちがわれわれを知ってくれている。彼らの背後にはもっと沢山の子どもたちがいる」。この感覚は、われわれにとっての大きな喜びである。もちろん、この手ごたえは講演会・研修会・ワークショップでの質疑や、やりとりからも感じ取ることができる。この場合はおとなが中心になる。

また、保護者からアクセスがある場合、われわれへの期待は、しばしば、一気に全体を解決する快刀乱麻のような役割である。その期待を、われわれに可能な援助のところまでに互いを導く作業。これも、説得を含む、やはり広い意味の相談活動に当たるだろう。

一方、学校の先生たちからは自分たちの仕事（のマズイ部分だけ）を査察されるという侵入感や、あるいは、実現不可能な「単なる正論」で断罪されるという被害感を持たれているところがあるようだ。われわれオンブズからみて、そうなった経緯を振り返り、そうなりやすいわれわれの側のスタンスが持つリスク、これからできることを考え、実践してい

く必要があるだろう。それが可能になった程度に応じて、われわれオンブズは、教師にとって、自分たち教師のスタンスではいくら意欲があってもできない仕事をするために、手を組む相手と認めてもらうことができるのではないだろうか。

この事情は、われわれオンブズが子どもたち、保護者などのおとなたちから相談を受け、聞き取り、相談機関や福祉行政の人たちに繋ごうとするときにも、同じだろう。

## 2. ヒアリング

子どもたちにかかわる、教師、親、援助専門職の人たち、行政職員、オンブズ。こうした人たちがしている作業を三種類に分けるとすると、ヒアリングとリスニングとカウンセリングということになるだろうか。

そのなかのヒアリングの場合は、聞き取る側には、何をするかの結論が既にある。ヒアリングとは、その結論の細部を具体化してデザインし、修正するためのものである。この場合、予め何について尋ねるかのアイデアがなければ、その場は迷走と時間の浪費に陥る。ヒアリングでは、より広範囲に、公平に、バランスよく聞き取ることが大事になる。メリハリのある質問、また、ときには適切な介入によって、繰り返しや無駄を省く作業が、両者にとって満足をもたらすだろう。こうして、必要とされる情報を、的確、公平、迅速に集めること。これが眼目である。それによって、デザインの細部が生きる。

行政機関の窓口や、学校での「指導」はこれになることが多いだろう。教師への「いじめ」の相談の場合、教師がいじめたとされる側に先にアクセスして指導しようとするとき、そこでの答えは決まっているだろう。「いじめは良くない。だから…」真っ先に聞き取りをされる側も、このことはわかっている。彼らはどうするか。「自分は悪くない」と主張するか、「自分は無関係、知らない」となる。つまり、教師から「おまえが悪い」といわれる位置から逃れるための戦略をとる。自然なことである。

一方、先生のほうは、通常、コトの経過や、具体的な状況をほとんど知らないまま、いじめたと見られている子にアクセスを試みる。が、人はこんな場面で自分に不利なことを言うはずがない。先生は苛立ち、立ち往生する。先生の側には、自分には正直に言ってくれるだろうという期待があるかもしれない。教育者は善意や正義を信じたくもあり、切迫したときほど、その期待が強く顔を出さだろうから。が、この場面で、「わたしがいじめました」と言う子どもがいたとしたら、その子は腹に一物（いちもつ）あるニセ正直者か、それとも、いままで自分は一度もおとなからひどい目にあつたことがないと思っている、相当におひとよし（忘れっぽい）子どものどちらかだろう。

もちろん、いじめる側には、そうなるだけの自分の鬱屈がある。そして、それを、より弱いものに向かって先送りするしか、もう今の自分は保てない、という事情もある。人はこれほどに追いつめられると、そこを脱出するために、見事な計算をするようになり、損得にとっても敏感になる。子どもは恐ろしいほど賢くなる。

そして、ヒアリングは、ときに相手をさらに賢くなるよう追い込む。僕は自分が経験し

たある風景を思い出す。小学校の4年生ぐらいだった。僕は祖父に買ってもらったハモニカを学校に持っていった。当時の男の子にとっては、ハモニカは手軽にできる自慢の品だった。それがなくなっていた。先生はクラスの子たちに目をつむらせ、「やった人は手を挙げなさい」と言った。僕は思った。自分だったら手を挙げないな、と。誰も手を挙げなかった。結局、それは出てこなかった。僕は、自分のしていることが人にねたみを引き起こす、ということ学んだ（ちょっと、遅過ぎたかな）。

糾弾とは、はげしいヒアリングではなからうか。「叱られる」という結論に向かってすべてが流し込まれるから。しかし、単純に過ぎ、自分が不利になる結論には誰も協力しない。オンブズと教師との関係も、それと相似形をなしているようにも見える。もちろん、オンブズは「教師の教師」ではないし、教師の行為全般を評価したり断罪して、「不利な立場」に置くことを目指してはいない。しかし、ともすると、そんな風に受け取られがちでもある。

### 3. リスニング

一方のリスニングはだいぶ様相が異なる。リスニングをする人をリスナーと呼んでみる。その役割は、依頼者が今置かれている通常でない、あるいは自力解決が難しそうな事態の前に、依頼者とのやりとりを通して、その困難・混乱・問題を明瞭にし、必要と判断したら、それに適切に対応してくれる人にリファーする人、ということになるだろう。

ここには、あらかじめの結論はない。それは依頼者とのやりとりの中で決まってくる。また、依頼者の決断にしたがって、次の段階に進む。こうした流れができるよう配慮しつつ、リスナーは依頼者とやりとりをすることになる。良きリスニングは次に続く援助への滑らかなシフトを導く。先の「いじめ」でいえば、このリスナーの機能を発揮させる第一歩は、まず、「いじめられた」と言って来た子どもの話を徹底して聴くことである。そして「いじめた」とされる子どもにアクセスするのは、このことが済んでからで十分だろう。しかし、たいていの場合、これは逆になる。事情は、端ながら推測できる。時期を失してはならない。第一、ゆっくりやってる時間がない。その行為をした主体を「指導」する。これが教育の「指導」であり、そのようにして先生たちはこれまでやってきている。いざというときには、つい、「指導」が先になる。

が、しばしば、いじめたとされる子どもは、「自分はしていない」と言う。その子がしらばくれたら、先生には次の手はない（そんな想定をする余裕がないだろうから）。僕のハモニカ事件と同じ事態である。いや、最初に「いじめられた」と言った子どもにとっては、もっと惨めな事態がやってくる。「いじめられた」の言葉は宙に浮き、この事態に度を失った教師が、その子に向かって「オイ、『いじめてない』と言ってるで（どうなってるんや?）」と言ってしまうことさえある。そう返された子にとって、それは「おまえ、ウソ言ってるのどちがうか」の意味になる。

守ってくれると期待した人にそう問われ、逆に疑われて、それが嘘じゃないことを証明

しようという気になれるだろうか。また、それができる事態だろうか。そのことを、この自分が証明しなければならないなんて、全くの理不尽である。惨めさと怒りに震えるのが、目に浮かぶ。事態は逆転。「この自分が疑われている。最悪!」。もう、どうする気にもなれず、すべてがイヤになるだろう。

これはもし僕がその子の位置に立ったとしたら、という想像である。もっと違う道筋になることもあるかも知れない。が、こと、いじめに関しては、いじめられている子自身で、あるいは当事者の間での、自力解決は不可能という前提に立つ必要がある。他者からの介入によって、初めて解決が導かれる。

これらの事態の一番最初のところで、いじめたとされる子にアクセスすればヒアリング・モードとなり、いじめられた子にアクセスすればリスニング・モードとなる。

#### 4. カウンセリング

ついでながら、カウンセリングについても一言しよう。われわれオンブズ、教育関係者、保護者にとっての重要なリファーマー先、あるいは援助を求める相手でもあるから。

カウンセリングとは、依頼者（クライアント）が抱える、生きていく上での現在の困難・混乱から、より高次の解決に至るための援助方法のひとつである。より狭めて言えば、依頼者自らが自分のその困難・混乱に向かおうとする意欲を、自分の中に発見する手伝い、とすることができる。このためには、その人が抱える他者との関係や、立つ位置の条件（職業・生活・居所など）を変化させることによってそれを動かすのではなく、内なる意欲という自らの力の再（再々）発見を目指す。実際には、その人にかかわる全てのことがカウンセラーとの関係の場で話題に上がり、それが再び依頼者の内側にどんどん繰り返されていく、という作業である。ときには濃く、激しく、苦しい関係になることが想像だけよう。

こうした場は、日常には存在しない。また、普通の心のままでは誰も受けきれないし、持ちこたえきれない。それゆえ、人工的な人間関係、非日常的な場を設ける。そこでは、お互いのために、他者から脅かされない自由さと安全、護りを確保する。

この場を、依頼者との間に立ち上げ、維持しつつ、依頼者が表出するものに応答する。それらすべてのために訓練がある。そうした、相当に特殊な対人援助の一つ、それがカウンセリングである。ついでに言えば、この安全と自由の確保からすると、二重の関係になってしまう次のような場合は、カウンセリング関係になれない。親と子、主治医と患者、先生と生徒（弟子）、上司と部下、妻と夫、恋愛関係。

#### 5. それぞれの困難

オンブズにとってはリスニングはそう難しくはない。とりわけ、広い意味での相談モードは得意でもある。彼らの相手になりつつ、彼らが他者の前で自分の存在を肯定できるように積極的に応答するのを目指す。必要とあらば訪問して、一緒に遊んだり、ゲームをし

たり、話したり。あらゆるコミュニケーションの手だてを使って、それをする。こうした相談活動はオンブズの機能としても重要だから、ここで成立した関係を継続し、それを更に続けると、それは次第に相談機関の機能を発揮することに近づく。これは、本来の救済機関としての機能と矛盾しかねない事態である。が、既に関係は繋がり、継続している。そこにジレンマがある。つまり、われわれオンブズは、カウンセリングなどの相談専門機関に繋ぐ準備の部分が下手、ということになる。相談を受けた瞬間から、次へと繋ぐ準備と、そうした意識が必要なのだろう。

また、この最初の段階では、ヒアリング・モードが投入されることもある。依頼者に対して、その期待を現実的なものにする作業のときは、特にそうかも知れない。

教育の専門家については、先ほど例を挙げた。言い方を変えると、リスニング・モードが下手であるなら、練習するのが良い。はっきりしていることは、教師としての経験や年季では、このリスニング・モードは獲得できない、ということである。このリスニングを、自分より上手な誰か別の人に代わってもらえるようになることができると、教育的援助の厚みが増し、質も上がるだろう。学校には同僚もいる、養護の先生もいる、スクール・カウンセラーもいる。沢山の人材がいる。

専門家の援助は、自分にできないことと、できることの両方を相手に提示し、できないことについては、他者に委任・委託することが必要である。学校の中にも、こうした文化が創られると良いのではないか。教師が、より高次のオールラウンド・プレーヤーになるために。そして、その可能性は高まっているように見える。これまでになく、他所の人たちが学校に入るようになったから。

事態は随分と違ったものになりつつある。われわれオンブズもその一角でありたい。そのための準備も計画し、一部実行しつつある。やがて、学校の先生からの相談やリファーマー、そして、ときには一緒に組んで子どもたちのために作業をするのが普通の光景になることを目指したい。

当事者だから、その只中にいるから見えないこと、当事者でないから見えること。当事者だからかかわれないこと／かかわらないほうが良いことがある。また、第三者だからできることもある。それを知るとき、子どもたちへの、そのときに必要な援助を他者に委任・委託する勇気が発揮されやすくなるだろう。

(はげ だいしん・甲南大学教授)

## 第三者機関における「調整機能」という価値 —川西モデルの可能性—

オンブズパーソン 桜井 智恵子

### はじめに

長年、子どもの権利思想を学んできて、子どもの権利のとらえかたは一定理解をしてきました。たとえば、子どもの権利条約はヤヌシュ・コルチャックの思想基盤の上に成り立っていること。他者を大切にすることが自分を大切にもすることであるという寛容の精神が、その権利思想を支えていることは、資料を調べ発表してきました\*1。

また、子どもをめぐる事態の改善、周辺化された人物の救済という権利アプローチが子どもの権利論における意義\*2であることも了解してきました。

しかし、それが近代のシステムである子どもの人権オンブズパーソン制度としてどのように実践されているかについては、職務に携わることになって初めて、実際にその思想が具現されていることを実感したのでした。

とりわけそれは、オンブズワークにおける「調整機能」に集約されて表れています。そこで、第三者機関における調整機能について、さらにその特徴について述べておきたいと思います。

### 1. 第三者機関における調整機能

#### (1) 調整機能の重要さへの気づき

現在、国の政策においても、いじめ問題への責任の所在を明確にするための、子どもをめぐる「第三者機関」のあり方に注目が集まっています。しかし残念なことに、「調査」や「勧告」といった機能にばかり、第三者機関の存在理由が求められているように思われます。

川西市のオンブズワークでは、子どもや保護者、教職員からの相談を受けて、最も機能している形は、調整機能です。「調査」とは、たとえば、いじめ、学校の指導・対応、不登校などの問題による申し立てを受けた調査活動のことを指します。しかしながら、川西のオンブズワークの中では、何百といったほとんどの案件が、相談・調整に属するものです。それに対して、「調査」は数案件、数%でしかありません。また、「調査」に関して

---

\*1 「子どもの権利条約の地平」『学校という交差点』インパクト出版会、1994年。「子どもの権利論と明治の子ども」『子どもの生活世界と人権』柘植書房、1995年。『人権問題ブックレット—学校にさわやかな風を』河内長野市教育委員会、1999年。「『権利と教育』の二十世紀」『あすの学校—子どもの未来』アドバンテージサーバー、2000年。「子どもの人権とは」・「権利と思想—コルチャックの人権思想に学ぶ」『子ども・権利・これから』明石書店、2001年。「子どもの権利保障」『よくわかる子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、2002年。「日本における子どもの権利思想の展開」『子どもの権利と社会的子育て』信山社、2002年など。

\*2 大江洋『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房、2004年、96頁。

も、元オンブズパーソンの瀬戸則夫氏は、「調整的調査」\*3 という言葉を用い、相互理解が調査過程の中心と、その調整機能を重視しています。

オンブズパーソンの意見書では相互理解をつくることが調査過程の中心にすえられており、過去の事実の確定にそれほど重きを置いているともいえません。(略) 関係者それぞれが、どう思い、どう受け止めたかの共通理解をつくるなかから、子どもの最善の利益を共同して具体化していくことが重要なのです\*4。

オンブズパーソン制度の設立当初は、双方の意識を解きほぐしながら行う調整機能がこれほど重要とは想定されていませんでした。いわゆる事実認定の「調査」によって、紛争は解決できると考えられていたのです。しかし、オンブズパーソンが扱う案件は、人間関係におけるケースがほとんどです。それは一刀両断の決着ではままならないことが多く、子どもも決してそれを望んでいないことが分かってきました。

## (2) 責任追及ではなく、理解を求めに

オンブズパーソンは、権利侵害を受けたり、衝突したりしている両者の間に立ち、力の弱い子どもの意見をよく聴き、子どもの想いを受け止め、励ましながら、衝突を解消するために調整を行います。そのために、オンブズのスタッフは、加害側に責任を追及しに行くのではなく、理解を求めに動きます。オンブズパーソンが子どもの「代弁者」であるというのは、まさにその行為に代表されるものです。

子どもの権利思想の法哲学者である大江洋氏は次のように述べています。

子どもの意見表明の保障は必要だが、(略) それだけで充分ではないのだ。子育てや教育内容・方法をめぐる「親—子ども—社会(政府)」の関係は、予定調和的なものではありえない、ということだ。(略) どうすることが親と子の望ましい関係なのか、社会(政府)がそこにどのような関係を保つべきなのかは、決して自明なものではない\*5。

より丁寧に当該人物自身や、本人が置かれている状況・固有性を、つまり差異を見ていこうとする発想が「子ども」の権利という定式を支えている\*6。

オンブズワークの中の個別性、そしてそれが最もよく調整機能と馴染むという理由はここにあります。

---

\*3 瀬戸則夫「公的子どもオンブズパーソンの4年間」『子どもオンブズ・レポート 2002』川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局、145-146頁。

\*4 同上、144頁。

\*5 大江洋、前掲書、vii - viii。

\*6 同上、14頁。

## 2. ユニセフからの注目

### (1) 「川西モデル」とはなにか

国連・子どもの権利委員会およびユニセフ国際事務所は、川西市子どもの人権オンブズパーソン制度について、かねてより注目してきました。同制度は、子どもの権利委員会が日本に設置を勧告(1998年)したオンブズパーソン制度として、日本で最も早く1999年に条例で設置され、その後、子どもの個別救済において多くの成果が見られるからです。

そこで2006年12月に、ユニセフ・イノチェンティ研究所上級研究員のトロンド・ヴォーゲ氏<sup>\*7</sup>が、川西市のオンブズパーソン制度の視察に来られました。関係者との意見交換を行い、あわせて小中学校へ訪問されました。これらの視察をもとに、子どもの個別救済に取り組む川西市の制度を、国際的にも珍しい子どもオンブズのモデルとして研究し、ユニセフ・イノチェンティ研究所から国際社会に発信したいとのことでした。

たくさんの国々でオンブズ制度の設立に関わった彼が興味をもち、ユニセフが注目した「川西モデル」とは、川西オンブズワークのどの部分なのでしょう。

それは、いわゆる調査機能ではなく、個々の子どもに徹底的に丁寧に対応するその個別化のスタイルでした。子どもの意見を起点に、社会の紛争を解決するために、敵対するのではなく、対話と理解を促進するために傍らに立つ川西オンブズの姿でした。

### (2) 失敗したゼロ・トレランス

ヴォーゲ氏はノルウェイの国家任命子どもオンブズマンのときに、学校や地域のなかの「いじめ」について研究と議論を重ね、いじめ撲滅のための宣言(Manifest Against Bulling)をノルウェイ首相、学校制度代表者組織に呼びかけて策定、2年以内に学校からいじめを撲滅することを目標とする評価システムを構築(2002年)されました。

彼が訪問した際の議論の中で、ある参加者から次のような質問がありました。「学校におけるいじめにおいて、『毅然とした対応』、たとえば別室指導などはどう思われますか？」それに対して、ヴォーゲ氏が述べたことはとても興味深いものでした。

「アメリカとカナダが行ってきた **punishment** (処罰) を中心としたゼロ・トレランス(毅然とした対応)は完全に失敗でした。それは、本来助けを必要としている子どもを罰することになるからです。」ここで述べられていることは明快でした。いじめをしている加害者とされる子どもも「助けを必要としている」というまさにゼロ・トレランスとは対極にあるトレランス(寛容)の発想であったのです。

---

\*7 ユニセフ・イノチェンティ研究所上級研究員(Senior Fellow)。博士(障害児教育/オスロ大学)。ノルウェイの国家任命子どもオンブズマンを1995年から2004年まで務めた後、ユニセフ国際事務所より現職。現在、世界各地で研究調査を実施するとともに、ユニセフ活動の啓発・宣伝に取り組んでおられる。ノルウェイの子どもオンブズマンとして、子どもオンブズマン・ヨーロッパネットワーク(ENOC)の設立(1997年)に貢献。

### 3. 平和学の思想

日本では、個人が国と一体化していると指摘されます。その理由は、個人と国家の間に、本来あるべき人の横のつながりが希薄だからです。少年犯罪や虐待「報道」の激増などを通して、「隣の人」への恐怖や不安が煽られ、人々のつながりは断ち切れつつあります。そして孤立した人々は、国家という「大なるもの」に身を寄せてゆき、なんと個の孤立は、全体主義に結びつくと多くの社会科学の研究者から指摘されています。

たとえば、マンションの隣で夜中に子どもが大泣きすると、どうしたのと隣人に声をかけるのではなく、虐待通報の電話をかけるという件数が激増し、児童相談所がパンク状態に陥っています。これも「大なるもの」に身を寄せているという実際です。

平和学研究者の奥本京子氏(大阪女学院大学)は言います\*8。

暴力と聞いて何を連想するかと尋ねると、「空爆」「いじめ」「差別」などがあがります。しかし平和では、「理解」「対話」「幸福」と、どちらかといえば抽象的な言葉が多い。私たちは、平和をとらえどころのないものにしてきたのです。

平和の問題を自分の暮らしにじかにかかわるものだとなかなか考えられず、北朝鮮の核問題や沖縄の米軍基地問題、野宿者への施策がまったく不足している問題などをみる際に、自分だけは安全な別の世界にいるようにみってしまう社会になりつつあります。

身の回りでも世界でも、紛争は常に起きているものです。それが暴力につながることを防ぐ平和の文化を今こそ育てたいと願っています。

私たちの社会が今必要としていることは、寛容に裏づけられた人々のつながりを構築すること、そのメンタリティを育てること、です。

### 4. 第三者機関のありかた～寛容な市民を育てる

川西市子ども的人権オンブズパーソンの仕事の多くは、いわば人々の断ち切られたつながりを回復する仕事です。孤立したり、打ちひしがれたりしている子どもや子どもに関わるおとなの傍らに立ち、決して見捨てず、共に道を探す。当事者の子どもが力を回復するプロセスに同伴する中から、切れていたつながりが再び結びついたり、つながりを求める子ども自身の力が驚くほどに戻ったり、またその力が育ったりというケースを、私たちは何度も見せてもらうことができました。

前述のヴォーゲさんは、次のようにも述べました。「Democratic Leadership」がオンブズワークの仕事です。現状では公的資金の多くを（民主的な人間関係が成立していないため、たくさんの社会サービスに）投入しなければならず、それでは社会のコストが高すぎ

---

\*8 「視点－紛争から平和へ」朝日新聞、2006年12月12日。

ます。オンブズはその実践を通して、コストが高くなっている市民の思想を変えてゆくという仕事を担うのです」。

### おわりに

日本で川西オンブズが注目されたのは、第三者機関として「調査」するという機能面でした。関係機関から距離を置いた調査機関は確かに必要な機能でしょう。

しかし、世界が注目した「川西モデル」とは、「調査」ではなく、周辺に追いやられた子どもに個別に対応する、調整機能を中心に据えたそのスタイルでした。敵対するのではなく、紛争を解決するための、対話と理解を促進するために傍らに立つ川西オンブズの姿でした。

ゼロ・トレランスではなく、トレランス（寛容）を基盤において、子どもにおとなに関わるそのスタイルをモデルとしたいという明快な表明であったのです。

（さくらい ちえこ・大阪大谷大学助教授）

## オンブズパーソンを退任するにあたって —学校を巡る問題を中心に2年間の活動を振り返って—

代表代行オンブズパーソン 池谷 博行

### 1. オンブズパーソンへの就任と退任

私は、2005(平成 17)年 4 月にオンブズパーソンに就任いたしました。任期が 2 年(条例では、2 年任期・連続 6 年まで)ということで、2007(平成 19)年 3 月に退任します。その間には、教育長をはじめ教育委員会の方々や学校の校長先生・教職員の方々とお話をする機会があり、私の拙い話に耳を傾けていただき、また貴重なご意見も承りました。この場を借りて、心からお礼を申し上げます。

さて、私が就任している期間に、学校関係で 5 件の救済の申立てを受け、また多数の相談がありました。オンブズパーソンに寄せられる申立てや多くの相談事例はそのまま川西市の子どもたちの権利状況が反映されたものと考えます。つまりは、同じような悩みを抱えて、困っている子どもたちがその背景にはまだまだ存在していると思われます。しかし、オンブズパーソンの存在を知らなかったり、知っていても利用するまでには至らなかったり、という子どもたちもいるのではないかと思うのです。こうした子どもたちが、容易にオンブズパーソンへアクセスできるよう、一層の工夫と、努力が必要だと認識しています。

オンブズパーソンへ寄せられる相談は、いじめや不登校、先生との関係など、多くは学校に関する問題です。そこで、退任するにあたり、私なりに 2 年間の救済の申立て案件や相談案件から見えてくる川西市の学校を巡る現状と課題を考えたいと思います。

なお、これは私個人の意見であり、オンブズパーソン全体の総意ではないこととお断りしておきます。

### 2. 川西市の学校を巡る現状と課題

#### (1) いじめ

私の在任期間中に、いじめに関して救済の申立て案件は 2 件ありました。そこには、共通した課題がみられました。

子どもが学校の先生に「いじめ」を受けていることや、他の子どもとの関係で困っていることを相談したときに、先生が、それは「いじめ」ではなく子どもたち同士の喧嘩ではないかと判断したり、いじめを受けている子どもの側に問題があるという認識を示すということがありました。子どもが相談したときに、特に初期対応において、子どもの不安や思いといったものを十分に受け止めるということが困難な傾向が認められました。勇気を出して子どもが相談したにもかかわらず、先生に自分の苦しみやしんどさを受け止めてもらえなかった場合、大きな失望感、無力感が生じ、子どもの心の傷つきが増幅されてしま

います。こうした結果、学校に通うことが困難となって、不登校になったケースも実際にありました。

「いじめ」は、おとなから見れば（事象としては）たいしたことではない、子ども同士ならよくあることとして軽く受け流されてしまう傾向も現に見られます。子どもの SOS を受け止め損なってしまわないように、まずは、相談をしてきた子どもの話に十分に耳を傾け、その子どもの思いや苦しみを全面的に受け止め、共感する対応が必要です。

しかし、現場の先生方のお話を聞くと、実際には、そのような対応をとることがなかなか困難なようです。それは、第一に先生は、学校の行事やクラブ活動等で忙しく、子どもの話を聞く時間がないことです。第二に、日常的に子どもにかかわっているおとなは、いじめを受けた子どもの性格や生活態度などを知っていて、それらについてつい指導をしてしまう、ということです。このようなことがあれば、子どもはかえって「自分が悪いからいじめられるんだ」と感じて、ますます自己否定感は強まってしまいます。

第一の点については、学校全体で、教職員の多忙化を解消するために、学校行事等を効率的に運営する方策や、悩みを抱えて話を聞いてほしい子どもが出てきたときに、時間を確保することができるシステムの構築が必要ではないでしょうか。子どもの支え手である教職員が子どもの話を「聴く」ことのできるゆとりをどうつくるかが課題です。

第二の点については、まずは、いじめを受けた子どもの心情や意見を尊重して聴くことが、最優先されるべきであるということが再認識される必要があります。いじめ問題の解決のためには、心情を含めた子どもの意見表明を保障するという取り組みが不可欠です。そして、さらにいじめを受けた子どもにたとえ問題点があっても、それがけっしていじめを正当化するものではないことを認識し、その子の語る言葉に十分に耳を傾けてほしいということです。オンブズパーソンに相談してきた多くの子どもたちは、自分の話に真剣に耳を傾け、共感してくれる他者との出会いを通して、自信を回復し、自ら問題の打開・解決に向かっていきました。おとなの対応次第で、子どもたちは自らいじめを乗り越える力を得ることができるのです。

## （２）体罰及び暴言

体罰に関しては、救済の申立てとしては 1 件ありました。子どもからの相談案件のうち、2005 年次は 12 %、2006 年次は 2.1 % が体罰に関する相談でした。体罰のほかにも、「教職員による暴言や威嚇」についても相談が寄せられています（2005 年次：8.0 %、2006 年次：4.2 %）。

学校教育法 11 条は、「体罰」の絶対的禁止を規定しています。ここに規定されている「体罰」とは、子どもに対して、肉体的苦痛を生じる行為とされています。このような行為は、原則として絶対的に禁止です。しかし、「暴言や心ない発言」は、子どもの心に苦痛を生じさせるものであり、ここにいう「体罰」に直接該当するものではありません。しかし、おとなからの暴言や心ない発言（例えば、「バカ」や「あほ」など）は、たとえつい軽い気持ちで言ったということがあったとしても、子どもの尊厳を深く傷つけ、子どもたちと

の信頼関係を壊していくことになります。

それでは、このような「暴言や心ない発言」が禁止される根拠は何かということになりますが、日本弁護士連合会発行の「子どもの権利ハンドブック」によると「このような教師の暴言、心ない発言は、子どもの権利条約 16 条が禁止する名誉に対する不法な攻撃であって、教育とはまったく無縁であり、体罰と同じく絶対的に禁止されるべきである」（同書 109 頁）として、その根拠を示しています。

### （3）子どもと学校の先生との関係

オンブズパーソンは、子どもと学校の先生との関係についても相談を受けることがあります。子どもと先生との間に、ちょっとした言葉の行き違いや誤解等が生じて、トラブルになることが見受けられます。

当事者同士の行き違いや誤解等はお互いに率直に話し合えば本来解決することだろうと思われませんが、学校現場では解決することがなかなか困難なようです。まず、先生と子どもが話し合いをする機会がなかなか設けられないということがあります。それは、いじめのところで述べたように、学校現場での先生方の多忙さが一因であろうと思います。

先生と子どもとの間にほんの少しのボタンの掛け違いが生じたとしても、初期の段階で互いに意思疎通が図られれば、さして大きな問題にはなりません。しかし、逆に対話の機会が持たれないまま時間が経過していくと、どんどん両者の関係は悪化していくことになってしまいます。いじめのときの対応と同様、まずは、関係する子どもから話を十分に聴き、その心情を受け止めていくという対応が求められます。そして、たとえば先生側に行き違いや誤解等の原因があるとわかった場合には、そうなった経緯など、子どもに対して説明を行い、謝罪等の適切な対応をとることが肝要です。子どもは自分の話を十分に聴いてもらった、そして（おとなが間違った場合に）きちんと認めて謝ってもらえたということがあれば、子どもたちは納得しその謝罪を受け入れていきます。こうした対応によって、問題が解決し、子どもとの信頼関係を回復することができるのではないかと思います。

また、学校において、どの子どもに対しても画一的な指導をすることが見られます。しかし、どの子どもにもそれぞれ性格に違いがあります。同じように指導しても、ある子どもは素直に従い、ある子どもは反発することもあると思います。それが、子どもとのトラブルになる場合があるように思います。こうした場合には、画一的な対応ではなく、一人一人の子どもの特性や性格などに応じた対応が必要です。それは、子どもの言うことを単に受け入れるということではなく、一人一人の子どもを尊重し大切にするという教育実践であると考えます。子どもは自分が大切にされているという実感を持って、他者の人権も大切にすることを学んでいきます。

### （4）校則とその違反に対する指導等

公立の小・中学校は独自の校則を持っていますが、どこもそれぞれ大体よく似た校則で

す。校則は、学校という部分的な社会の規範を設けるという意味で、認められるものだと考えます(但し、その成立手続についていろいろと問題があることはここでは述べません)。校則、特に問題となるのは、服装や頭髪ですが、それに違反した場合、公立の小・中学校では、退学や停学といった懲戒処分はできません(学校教育施行規則 13 条 3 項)。

オンブズパーソンの扱った事例の中で、校則に違反した子どもが、その校則に従うまで学校(または教室)に入れないであるとか、あるいは懲戒的な意味合いの濃い別室指導を受けたということがありました。学校の規則を守るということは大切なことですし、先生の立場として、規則に違反した子どもを指導することは当然であると理解します。しかし、上述したような対応では、子どもにとってもっとも大事な「学びの場」を奪うということになってしまいます。ここにいう「学びの場」というのは、単に教室で教科を学ぶだけでなく、クラスメートやその他の友人たちと一緒に過ごし、そのような人たちとの人間関係を深めること、またそのような人間関係の中で規律(この中に「校則」も含まれます)を守ることの大切さを知ることを含みます。子どもにとっての「学びの場」を保障することとは、まさに子どもが学校生活に主体的に参加するということを意味します。子どもは、学校において、先生や子どもたち同士のかかわりを通して、さまざまなことを学び、人間として成長発達することができます。そして、そうした経験を積み重ね、社会に能動的に参加することができるようになります。

したがって、子どもの「学びの場」を保障するという観点からも、懲戒目的の別室指導は適切ではありません。あくまで子どもの学力保障のためなど、子どもの利益を図る観点から実施されることが望まれます。「学びの場」から子どもを遠ざけてしまうやり方は「子どもの利益」を損ない、そうしたおとなに対する不信感や悪感情を募らせていく可能性があります。学校の役割は、子どもが「学びの場」に参加して主体的に考えていけるように支援していくことであって、おとな側の価値観をただ一方的に押しつけるだけでは子どもにとっての「学び」を得ることにはなりません。これは、校則の問題だけではなく、学校におけるいじめなどの問題についても同様のことがいえるのではないのでしょうか。つまりは、子どもにかかわる問題については、子どもの参加と対話を促進していく中で、解決していく道筋を子どもとともに探っていく、という取り組みが求められていると考えます。

#### (5) 不登校

不登校に関しても、多くの相談が寄せられています。不登校になった子どもも親もそれぞれに深く悩み苦しんでいる様子があります。

川西市の教育情報センターには、不登校相談部門があり、また不登校の子どもが通う適応指導教室「セオリア」が運営されています。「セオリア」では、学校に替わる場所として、学習だけではなく、スポーツをするなど体を動かしたり、さまざまな活動をしています。また子どもや親の相談も受けています。しかし、このような施設があること自体、知らないという子ども・親もいます。学校や教育情報センターなどの関係機関から、こうし

た情報が子どもや保護者に届くようにしていく必要があります。

ただ、不登校の子どもたちが通える居場所が、川西市にはこの「セオリア」しかないのが現状です。しかし、セオリアに通うことも困難な子どもが実際に存在しています。不登校になった理由は、一人一人違って多様です。子どもたちは、ほっとでき、ゆっくりとありのままの自分で過ごせる場所、そして安心できる人間関係を求めています。そういう意味では、セオリア以外にも、子どもたちにとって多様な居場所が用意されていることが望ましいといえます。他の地方自治体には、フリースクールやフリースペースなどの民間が運営する施設がありますが、現在のところ、川西市には、そのような施設がありません。今後は、行政が、NPO等による子どもの居場所づくりをバックアップするなど、市民と広く連携して地域での子どもの居場所づくりなど、子どもを支援する活動が川西市において充実していくよう期待しています。

### 3. 終わりに

2年間オンブズパーソンをやらせていただいて、一番感じたことは、子どもたちは、話を聴いてくれるおとなを必要としているということです。それは、親でもいいし、学校の先生でもいいし、我々のような第三者のオンブズパーソンでもいいのです。そして、真摯に自分の意見や気持ちを聞いてくれ、寄り添ってくれるおとながいれば、子どもたちは、自ら考え、行動していく力を発揮していきます。ややもすれば、そのようなおとなは、子どもを甘やかしている、あるいは子どもの我が儘を聞いているだけだと評価する向きもありますが、そうではありません。まず、子どもたちの気持ちや考えに理解を示すことです。そして、もしその考えが間違っているのなら、なぜ間違っているのかをその子どもに考えさせ、あるいは一緒に考えて対話を深めていくことです。もちろん、子どもとの対話を深めるには、手間暇はかかりますが、ある問題について子どもに対して頭ごなしに「ダメだ」とか「間違っている」と否定してしまうのではなく、子どもが自らその問題に参加し、主体的に考えることができたとき、子ども自身の理解は深まり、人として成長する機会となるからです。

オンブズパーソンの活動において、子どもの気持ちや意見を尊重して聴き、子どもと対話を深めながら問題解決を図ってきました。そうした中で、多くの子どもたちの回復や立ち直りを支援することができたのではないかと思います。おとなが子どもの声に耳を傾けていくことで、子どもたちが元気を取り戻し、救われていくことができるとオンブズパーソンの経験を通じて実感しています。是非とも、川西市において、一人一人の子どもたちが豊かに育っていけるよう、親や先生など子どもにかかわるおとなが、子どもの思いに耳を傾け、対話を図り、子どもとのつながりを大切にさせていただくことを切に願って、私の退任のご挨拶とさせていただきます。

(いけたに ひろゆき・弁護士)